

戦前秘密保全法制から学ぶ

弁 護 士 深 草 徹

1 はじめに

困難な時代には歴史をふりかえり、歴史と対話して、教えを乞い、時代の隘路を切り開く糧とするべきだ。プロシアのかの鉄血宰相ビスマルクは「賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ」と言ったとのこと。彼が賢者であったか愚者であったか私は知らない。しかし、特定秘密保護法廃止を求める人々には至言である。

そこで戦前においても（「戦前においてこそ」と言うべきか。）秘密保全法制は存在した。戦前秘密保全法制は、我が国が、アジア侵略に乗り出した時期に、呱呱の声をあげた。そして、それは、我が国が侵略戦争と軍国主義にのめりこむのにつれて次第に成長し、日米開戦直前に筋骨逞しい大人になって、人々に凶暴に襲いかかり、悪夢のような軌跡を残して、敗戦とともに消滅した。

その戦前秘密保全法制の足取りをざっと追ってみよう。

2 秘密保全法制の草創期

明治初期から、軍人軍属については、海陸軍刑律により、軍事機密の漏えい、戦時の間諜（スパイ）行為が処罰されることになっていた。これはその後、陸軍刑法、海軍刑法となった。一方、一般人については、刑法において、交戦時に間諜（敵国へ軍事機密を漏えいする行為等）が処罰されることになっていた。しかし、平時において、一般人が、軍事秘密の漏えいや取得を処罰されることはなかった。

徴兵令が布告されたのは1872年、軍人勅諭が発布されたのが1882年、この間に台湾出兵、朝鮮軍との武力衝突（江華島事件）があり1876年日朝修好条規なる不平等条約を朝鮮に押しつけた。早くも我が国はアジア同胞に矛先を向け始めた。

それと符節を合わせるように1881年、陸軍刑法、海軍刑法の改正により、一般人にも「軍人秘密を要する図書、兵器、弾薬の製法、其の他軍事に関する機密漏えい」したときは3月以上3年以下の軽禁固に処するとされ、軍事機密の保護が強化された。

1883年4月改正新聞紙条例、同年6月出版条例により、陸・海軍卿に軍事関係の記事掲載を許可し、もしくは許可しない権限が与えられることになり、さらに1886年12月出版条例改正で、軍事機密を記載する文書図書の出版はできないこととなった。

3 秘密保全法制の成長―日清・日露戦争前後

我が国と清国との関係が緊迫化すると、1890年、法律第2号「軍港要港に関する件」を定め、それにもとづく「軍港要港規則」によって、軍港・要港境域内の状況、形状等を機密として保護する権限を鎮守府司令長官に付与した。

日清戦争勝利は、我が国をして、世界に少壮帝国主義国の第一歩を踏み出させることになった。軍制もようやく整備されてきた。そこで帝国主義列強に倣い、1899年7月、軍事秘密保全のための単独法として軍機保護法（以下「旧軍機保護法」という。）が制定された。

旧軍機保護法は、①軍事秘密を探知収集した者を重懲役に処する、②職務上軍事秘密を知得領有し秘密であることを知って他人に漏えい、公布、公示したときは有期徒刑に処する、③偶然軍事秘密を知得領有した者が秘密であることを知って他人に漏えい、公布、公示したときは軽懲役に処する、ということ骨子とし、わずか8か条からなる法律であったが、我が国における本格的な秘密保全法制として重要な位置を占めている。

他の法令を見てみると、1893年に出版条例にかえて制定された出版法に「外交軍事その他官庁の機密」に関する無許可出版の処罰規定が置かれ、1909年に新聞紙条例にかえて制定された新聞紙法に「陸軍大臣、海軍大臣及び外務大臣は新聞紙に対し命令を以て軍事若しくは外交に関する事項の掲載を禁止し又は制限することを得」との規定がなされている。

また1907年改正された刑法（現行刑法。ただし1947年に大幅改正）には外患誘致、外患幫助、通謀利敵と並んで第83条において「敵国の為の間諜を為し又は敵国の間諜を幫助したる者は死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処す 軍事上の機密を敵国に漏泄したる者また同じ」と定められた。これは交戦時の規定ではあるがふるえあがるばかりの恐ろしい規定である。

このあたりで戦前秘密保全法制は、人間であれば高校卒業程度の生意気ざかりにまで成長したといえようか。

4 戦前秘密保全法制の完成への歩み

(1) 時代の動き

日清・日露の二つの戦争は、主として朝鮮半島に対する權益をめぐるものであった。従って、これらの戦争に勝利した我が国は、大手を振って韓国に進出し、1910年8月、日韓併合条約により、これを我が国の版図に組み入れた。またこれより先に日清戦争の直接の戦果として、1895年4月、下関条約を締結し、清国に遼東半島・台湾・澎湖諸島を割譲させ（その後、英・仏・露のいわゆる三国干渉により遼東半島は返還したことは周知のとおりである。）、また日露戦争の直接の戦果として、1905年9月、ポーツマス条約を締結し、ロシアが保有するに至っていた遼東半島租借権と長春・旅順間鉄道をもぎ取り、南樺太を割譲させ、我が少国民は日露戦争の合言葉となった臥薪嘗胆の思いを遂げ溜飲を下げたのであった。遼東半島とはいわゆる関東州であり、長春・旅順間鉄道とはいわゆる後に南満州鉄道と呼ばれることになったものである。

同年12月、上記ポーツマス条約を受けて、我が国は清国との間で「満洲ニ關スル条

約」を締結、ロシアから我が国に譲渡された上記の清国に対する権益の移動を了承させた。同時に、南満洲鉄道の吉林までの延伸、同鉄道を守備するための我が国軍の駐屯、沿線鉅山の採掘権保障、同鉄道に併行する鉄道建設の禁止、安奉鉄道（安東－現丹東から奉天までの約260kmを結ぶ線路幅2.6フィートの軽便鉄道）の使用権継続と両国による共同事業化、営口・安東・奉天における我が国人居留地の設置の許可、鴨緑江右岸の森林伐採合弁権獲得などが認めさせた。これらは、後に、我が国が高唱することになる満州の特殊権益の基礎をなすことになる。

この「満洲ニ關スル条約」により駐屯させることになった鉄道守備隊が後に関東軍となるのである。南満洲鉄道1kmにつき15名、総延長は1100kmであるから、単純計算で16500人となる。しかし満州事変勃発時にはわずかに約5000人に過ぎず、駐劄師団兵数約5400人とあわせても、合計約10400人に過ぎなかった。これが関東軍の出発点、日中戦争のさ中には70万を超える巨大軍団に膨張することになる。

こうして我が国は、植民地を保有し、中国大陸へ干渉する橋頭堡を確保し、世界を席卷する帝国主義の時代のニューフェースとして、歴史の檜舞台に躍り出たのであった。遅れてきた者は、なにごとにつけ粗忽で粗暴なふるまいをするものだ。中国への干渉、侵略は経過を見ると、凶々しい限りである。

芥川龍之介は1921年3月に新聞社特派員として中国大陸を旅行した際のルポを残している（「支那遊記」）。さりげない文章の運びの中に、当時の我が国の横暴に対する中国民衆の排日の声のすさまじさを見て取ることができる。あちこちの壁に書きなぐられた反日スローガンを芥川は記録している。

「不可亡了三七二十一条」、「犬与日奴不得題壁」、「殺尽倭奴方罷休」等々。

「21か条を忘れるべからず」、「犬と日本人だけは壁に文字を書くことは許されない」、「日本人を殺し尽してはじめて休むことができる」等々。

1921年当時の中国民衆は、辛亥革命後新しい統一中国の建国に向けて苦難をしいられていた。我が国はそれに対し、援助するどころか、またとないチャンスとばかりに、弱みにつけ込み、中華民国政府に対し21か条に及ぶ無法な要求を突き付け、武力で脅しつけて無理やり認めさせた。

21か条の要求とは、第一次世界大戦において、1914年8月、対ドイツ宣戦に踏み切り、中国の青島、威海衛などドイツ権益の奪取のため軍隊を送り出し、山東鉄道の占拠をした我が国が、抗議する中国に対して、1915年1月、突き付けたもので、まことに盗人猛々しいと言うほかはない。

21か条の要求は、第1「山東省に関する件」、第2「南満州及び東部内モンゴに関する件」、第3「漢冶萍公司（かんやひょうこんす）に関する件」、第4「沿岸島嶼の不割譲

に関する件」、第5「懸案解決その他に関する件」からなっていた。同年5月、中国・袁世凱政権は、第5「懸案解決その他に関する件」を除き中国側は受諾・調印をしたのであった。

中国民衆が怒るのは当然だった。我が国はその後、中国に対し、何をしたか。中国民衆の怒りをとく努力をしたらどうか。否、侵略の拡大である。

1928年6月4日、首謀者を関東軍高級参謀河本大作とする関東軍将兵の手で満州の覇者・張作霖を爆殺。1931年9月18日、関東軍高級参謀板垣征四郎、同参謀石原莞爾らを首謀者とする関東軍の謀略で柳条湖事件をデッチあげ、我が国政府もこれに呼応して「暴戾なる支那軍隊は満鉄線を破壊し、わが守備隊を襲い」とデマを流して満州事変に突入した。1932年1月18日、上海日本公使館付武官田中隆吉中佐が、板垣征四郎との謀議で、満州で進行中の日本軍の侵略の生々しい現場に釘付けになっている諸外国の目をそらすべく日蓮宗僧侶殺害事件をデッチあげて第一次上海事変を引き起こす。さらに満州から中国北部へと触手を伸ばし、1937年7月7日盧溝橋事件から日中戦争へと至る。まさに他人の家を引っ掻き回す強盗の仕業である。

こうした凶暴な時代の動きにせかされて、1937年8月、改正軍機保護法（以下に「軍機保護法」という。）が制定された。

（2）軍機保護法

（制定経過）

軍機保護法案が旧軍機保護法の改正法案として第70帝国議会に提出されたのは1937年2月26日、あの2・26事件の1年後、盧溝橋に銃弾の音が轟くわずか4か月余り前、時はまさに準戦時から戦時への端境期のことであった。この法案は、海軍省、内務省、司法省の協力を得て陸軍省が作成したものである。

当時の陸軍は、統制派、皇道派の対立抗争を統制派が制し、その説くところの広義国防国家に一路邁進していた。統制派が説いた広義国防国家とは、1934年10月1日、陸軍省新聞班が公表した「国防の本義とその強化の提唱」（いわゆる「陸軍パンフレット」）に明らかにされている。このパンフレットは「たかひは創造の父、文化の母である」との印象的なフレーズで始まり、「国防は国家生成発展の基本的活力の作用なり」「国防は必勝の信念と国家主義精神を養い、それには国民生活の安定を図るを要する」とし、①万世一系の天皇を頂く日本固有の国家観念の明徴、②社会政策によって資本主義の修正、国民生活の向上を図る、③軍事産業優先のため統制経済を導入するなど、国家総動員体制と国家社会主義的政策、国民の国防精神を涵養し、高度国防国家体制を作り上げることを謳うものであった。

皇道派は国家社会主義、統制派は保守的な軍部強権派という区分けは全くの誤解である。彼らはいずれも同じ目標を持っていた。陸軍パンフレットは統制派の手によるものである

が、そこに書かれていることは皇道派も一致する。ただ異なるのはそれを実現する方法論のみ。皇道派は下からのテロやクーデタによる権力掌握を狙い、統制派は陸軍内の要職を占め、組織を固め、上から権力を掌握するというものであった。統制派は懷刀・永田鉄山軍務局長を、1935年8月、相沢三郎中佐による暗殺事件で失ったが、陸軍要路にその勢力を培養しており、皇道派の2.26事件による自滅の結果、陸軍の実権を掌握した。

一方、当時の海軍は、1930年4月、ロンドン軍縮会議で補助艦艇をアメリカとの比率10対7弱で妥結した海軍省首脳とこれを支持する者たち（条約派）と、あくまでも10対7を墨守することを強硬に主張した軍令部を中心とする者たち（艦隊派）が、相争う抗争を艦隊派が制して、英米対決、大艦巨砲建造の強硬・軍拡路線を志向していた。

このように陸軍、海軍ともに軍国主義、軍備拡大、対外強硬路線派が制し、度重なるクーデタ未遂事件、血なまぐさい要人テロを背景に、軍部ファッショ・戦争路線に大きく傾いていたのであった。

これに対し、最後の抵抗ともいべき政治的事件が起きた。1937年1月、広田弘毅内閣の総辞職を受けて、軍部ファッショと戦争路線に反対する政友会、民政党は、既に退役していた宇垣一成元陸軍大臣・前朝鮮総督を首相に担ぎ出そうとした。宇垣も反軍部ファッショの覚悟を固めて、出馬の意思を表明、天皇から宇垣に組閣の大命が降下された。ここに反軍部ファッショ・平和の人民戦線「的」内閣の成立が日の目を見ようとした。しかし、実にこのとき、無産政党の社会大衆党は、陸軍の進める広義国防路線を勤労大衆の生活向上を目標とし、社会主義的なものであると賛美して陸軍と結び、宇垣内閣の成立に反対するという決定的な誤りを犯してしまった。陸軍は宇垣内閣には陸軍大臣を出さない強硬策で、宇垣内閣構想をつぶしてしまった。宇垣内閣は幻と消え、かわって陸軍の支持を得た林銑十郎元陸軍大臣（満州事変の朝鮮軍司令官。朝鮮軍を独断動員した越境將軍の異名をもつ。）が、同年2月2日、組閣を了したのである。

このようにして軍機保護法案は、軍部、とりわけ陸軍の輿望を担って登場した林内閣の手により、帝国議会に提出されたのであった。軍機保護法の改正書によるとその制定の理由として以下の説明がなされている（日高巳雄「軍機保護法」1937年）。

「近代における戦争が国家の総合力を動員する広義国防国家に在することは周知の事実にして之に伴い平戦両時に互りて保護を必要とするもの亦往昔の比にあらず」

これは少しよそ行きの説明になっており、わかりにくい。もう少しわかり易い説明があるので見てみよう。1936年6月、陸軍次官梅津美治郎から内閣書記官長藤沼庄平宛に出された「国防上の機密に関する件」と題する通達である。そこには「将来戦における勝利の要諦は武力戦を主掌する軍が平時より営々として戦争準備を怠らざるが如く思想戦、経済戦を主掌する官民亦孜々として之が対策を考究準備し一朝時の時一糸不乱各最大能力を發揮し以て敵国を覆滅するに在り」として、軍機保護を一層徹底させることと、新たな

軍機保護法の制定の必要性を要請した。つまり来たるべき戦争は、武力による戦争だけではなく、思想戦争、経済戦争を伴う総力戦であり、そのために新たな軍機保護法が必要だと言うのである。

第70帝国議会に提出された軍機保護法案は、貴族院軍機保護法改正法律案特別委員会で審議を終えて衆議院に送付されたが、審議に入ることなく、同年3月31日、会期末を迎え、審議未了となった。

ところで林首相は、1937年度予算案が可決されたにもかかわらず、しかも政党基盤のない軍部内閣のため何らの政争もないにもかかわらず上記議会最終日に衆議院解散に打って出た。衆議院総選挙の結果は、民政党、政友会ともにほぼ現状維持、無産政党の社会大衆党の躍進という皮肉な結果であった。この結果をとらえて今こそ反軍部ファッショ人民戦線の結成をと呼び掛ける声も一時高まったが、社会大衆党の誤りは是正されず、日中戦争への突入により、その声も逼塞することとなってしまった。

さて軍機保護法案は、林内閣の総辞職、近衛文麿第一次内閣成立と慌ただしく動いた政局を経て、同年7月25日、新たな構成のもとに開会された第71回帝国議会に再提出され、貴族院同特別委員会で審議を終え、同月30日から衆議院同特別委員会で審議された。可決成立したのは同年8月8日である。法案が帝国議会に係属していた期間は暦日数にして49日間である。

この軍機保護法案の審議は、異例のスピード審議であったと評されている。それは、準戦時、戦時と軍部ファッショの時代であったから、そうなんだと妙な納得の仕方もある。しかるに我が特定秘密保護法においては、2013年10月25日に衆議院に提出され、11月26日には強行可決、参議院送付後12月6日には強行可決、国会に係属していた期間は暦日数で実にわずか43日間に過ぎない。しかも我が特定秘密保護法は、既存の秘密保護法の改正案ではなく、戦後はじめての包括的秘密保護法である。この異常な超スピード審議を一体どのように理由づけることができるであろうか。

(軍機保護法の内容)

軍機保護法をそのまま説明するのではなく、旧軍機保護法と比較する形で説明した方がわかりやすいだろう。

第一に保護される秘密について

旧軍機保護法では保護される秘密を「軍事上秘密の事項又は図書物件」とあっただけで、それ以上の定義はなくはなはだ使い勝手の悪い法律であった。このため具体的な事件においてその適用が逡巡される事態も生じていた。ありていに言えばあまり使えない法律だったのである。

軍機保護法では、これを第1条第1項で「軍事上の秘密と称するは作戦、用兵、動員、出師その他軍事上秘密を要する事項又は図書物件」とし、同条第2項で「前項の事項又は

図書物件の種類範囲は陸軍大臣又は海軍大臣命令を以て之を定む」とし、陸軍軍機保護法施行規則及び海軍軍機保護法施行規則で以下のように広範かつ抽象的に「軍事上秘密の事項又図書物件の種類範囲」を定め、さらにこれを受けて陸軍大臣、海軍大臣が具体的な指定をすることとされた。

陸軍軍機保護法施行規則

①宮闕守衛に関する事項、②国防、作戦又は用兵に関する事項、③編制、装備又は動員に関する事項、④国土防衛に関する事項、⑤諜報、防諜又は調査に関する事項、⑥運輸、通信に関する事項、⑦演習・教育又は訓練に関する事項、⑧資材に関する事項、⑨軍事施設に関する事項、⑩図書物件に関する事項の10項目

海軍軍機保護法施行規則

①国防、作戦又は用兵に関する事項、②出師準備に関する事項、③軍備に関する事項、④諜報又は防諜に関する事項、⑤艦船部隊、官衙、又は学校に於ける機密（「軍機」又は「軍極秘」に属するものに限る）に属する教育訓練、演習又は研究実験の計画、実施若しくは其の成果、⑥通信に関する事項、⑦軍事施設に関する事項、⑧艦船、航空機、兵器又は軍需品に関する事項、⑨図書物件に関する事項の9項目

このような法律構造は、『軍事上秘密の事項又図書物件』が無制限に拡大されるおそれが強い点で、我が特定秘密保護法に相似している。

第二に行為態様について

旧軍機保護法では探知収集罪も漏えい罪も、「秘密であることを知って」これをなすことが犯罪構成要件として明示されていたが、軍機保護法ではその記述がなくなった。

我が特定秘密保護法の漏えい罪も不正取得罪も「秘密であることを知って」なる文言は書かれていない。

第三に罰則強化について

旧軍機保護法では、探知収集は重懲役、職務上知得領有者の漏えいは有期徒刑、偶然の知得領有者の漏えいは軽懲役であった。

軍機保護法では、単純探知収集は6月以上10年以下の懲役、公表目的又は外国若しくは外国のために行動する者に漏えいする目的の探知収集は2年以上の有期懲役、業務上知得領有者の漏えいは無期又は3年以上の懲役、業務上知得領有者の公表又は外国若しくは外国のために行動する者への漏えいは死刑、無期又は4年以上の懲役、探知収集かつ漏えいは無期又は2年以上の懲役、探知収集かつ公表又は外国若しくは外国のために行動する者への漏えいは死刑又は無期若しくは3年以上の懲役、偶然の原因で知得領有した者の漏

えいは6月以上10年以下の懲役、業務上知得領有者の過失漏えいは3年以下の禁錮又は3000円以下の罰金等と、行為類型を細分化するとともに死刑、無期にまで著しく重罰化し、過失による漏えいまで処罰することとした。

帝国議会において、戦時下で軍部の強圧的な姿勢が顕著になる中の審議ではあったが、敢然としてさまざまな疑問と修正案が提起された。そのうちいくつかを取り上げてみよう。

第一に保護される秘密について

死刑まで科する重大放棄を勝手に陸軍大臣又は海軍大臣の命令で、しかも勅令ではなく単純な大臣命令で左右することは重大問題だとして反対する意見、少なくとも「陸軍大臣又は海軍大臣の命令」を「勅令」とせよという意見が出たが、政府は、何が軍事上の秘密で取締まりの必要があるかは、その時代、時代によって異なるところであるから委任命令で定めることにした、陸軍、海軍が専門的見地で定める必要があるとしてこれらの意見を一蹴した。なお、審議の中で政府側は、陸軍大臣又は海軍大臣命令は、法律の委任に基づいて「軍事上秘密の事項又図書物件の種類範囲」を定めるのであって、自ら新たに「秘密の事項又は図書物件」を定めるものではないとの説明がわざわざ行っているが、これは実際問題としてはしかく明確に言えることではないだろう。我が特定秘密保護法の各行政機関の長の指定も同じである。

第二に行為態様について

「秘密であることを知って」なる文言が明記されないことに対する疑問、不安の意見が出されたが、これに対して政府側は、刑法総則において「罪を犯す意なき所のもの之を罰せず」との規定があるから、「秘密であることを知って」との文言がなくてもそのように解することになると説明した。また「狙いどころは他から来るところのスパイ、極めて稀に本邦人が彼らから唆されてそういうことをやる、ある極めてごく少数の一部、この一、二の欲望のために犯す、こういうのでございまして、他の国民全部は、この味方であり、全力を挙げて国家の不利なることは防ぐという日本国民の特性を十分信頼しての案でございます」と胸を張るのであった。我が特定秘密保護法でも審議の中、或いはその他の場で政府・与党はそのような説明をし、あるいは一般の人の日常生活には何らの影響もないと人を煙に巻いていることは周知のごとしである。

しかし、それでも不安の解消には至らず、衆議院同特別委員会で「本法において保護する軍事上の秘密とは不法の手段に非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の適用に当たりては須らく軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」との付帯決議の上、可決を見たのであった。

(軍機保護法の適用状況)

適用の概況

まず適用の概況を見ておこう。旧内務省警保局が集計した1937年から1941年までの軍機保護法違反検挙人数（もしくは件数）は以下のとおりである。

1937年	1938年	1939年	1940年	1941年
38人	50人	289人	不明	149件

出典：内務省警保局編「外事警察概況」第7巻（1941年）。参考文献14による

これら検挙された者（事件）が全て起訴され、裁判にかけられたわけではない。否、むしろ起訴され、裁判にかけられた者（事件）はごく少数であり、大半は不起訴となっている。上記の統計にあるように1937年から1939年までに検挙された者は377名であったが、有罪判決を受けた者はわずか14名であった。また別の調査によると、施行後2年間余りで、受理件数159件、人数280人、うち起訴されたのは31件44人、不起訴127件235人であった（伊達秋雄「軍機保護法の運用を顧みて」ジュリスト1954年6月）。つまり、起訴せずに終わる、或いは起訴されても裁判の結果相当数が無罪となるという結果を示している。

適用概況に基づく考察

上記概況に見られる事実は一体何を意味しているであろうか。それは特高警察による濫用の事実を雄弁に物語っていると考えていいだろう。通常、統計データにあがるのは実際に発生した事件の一部であり、氷山の一角であると言っても言い過ぎではない。そのことも加味して推測するに、特高警察は、法違反が疑われる者は勿論、理屈をつけて動員や配給不足に不満を漏らす者や外国人と接触のある者など評判芳しくない者に目星をつけて引っ張ってくる、たいしたこともなく純朴に頭を下げればそれで終わる、しかし少しでも反抗的であれば徹底的に絞り上げる、そして少しでも法違反が疑われる者は検事局に送致する、検事局は特高警察のてまえ不起訴ばかりにはできないので一部は起訴する、その結果有罪判決はごく少数に終わる、こういう構図ではなかろうか。我が先祖を含む少国民が、ただひたすら大本営発表を信じるばかりの卑屈な精神構造を植え付けられたのは、このようにして強権的に耳も口もふさがれたことも一つの原因をなしていたと言えるのである。

軍機保護法が実際に示したこのような効用は、我が特定秘密保護法においても決して忘れてはならないことである。

具体例

では実際にどんなケースが軍機保護法違反として検挙されたり、有罪判決を下されたり

したのであろうか。以下、煩瑣にわたるが具体的に見て行くこととする。

- ① 北海道の電力会社員A（当時33歳）が、北海道某駅構内待合室で、偶然、北海道某村住民40数名に対する召集令状が上級官庁職員から某村職員に交付されたときの状況を目撃、それを友人に話したとの事案。Aは、「偶然の原因により軍事上の秘密を知得領有した者がこれを漏えいした」との罪（法5条。前述のとおり法定刑は6月以上10年以下の懲役）にあたるとして検挙され、検事局に送致された。結果は不起訴（起訴猶予）。
- ② 福井県の漁協役員B（当時54歳）が、舞鶴湾外の冠島に設けられた軍事施設を偶然発見、これを漁協組合長らに話したという事案。Bは、上記同様法5条違反として検挙、起訴され、福井地方裁判所において懲役6月の判決が宣告された。
- ③ 大分県の無職C（当時28歳）が、走行中の列車内から海軍航空隊所属施設を無許可撮影したという事案。Cは、「軍事上の秘密を探知収集した」との罪（法2条。前述のとおり法定刑は6月以上10年以下の懲役）にあたるとして検挙、起訴され、大分県中津区裁判所で罰金30円の宣告を受けた。
- ④ 広島県の船員D（当時28歳）が、航行中に呉軍港に停泊中の艦船等を、個人的興味から日誌に記載したという事案。Dは、上記同様法2条違反として検挙され、検事局に送致された。結果は不起訴（起訴猶予）。
- ⑤ 大阪の船員E（当時54歳）が、門司海軍武官より公布を受けて保管していた図書を、某駅構内に不注意により長時間遺留したという事案。Eは、「業務により軍事上の秘密を知得領有者した者が過失によりの漏えいした」罪（法7条。法定刑は3年以下の禁固亦は3000以下の罰金）にあたることされ検挙、起訴され、山口県下関区裁判所で罰金3000円の宣告を受けた。
- ⑥ 最後は有名な宮沢・レーン事件。実名をあげて事件概要を紹介しよう。北海道帝国大学工学部2年生宮沢弘幸（1918年8月8日生）は、灯台監視船羅州丸に便乗して千島諸島を旅行した帰途の汽車内で、たまたま乗り合わせた乗客から根室の海軍飛行場施設とその指揮官に関する話を聞いた。旅行から帰った宮沢は、北大予科で英語を教えもらい交流のあった外国人講師ハロルド・レーン及びその妻ポーリン・レーン（いずれも米国人）との雑談の中で、その話をした。

宮沢は、「軍事上の秘密を探知収集し、かつ漏えいした」罪（法4条2項。法定刑は無期若又は2年以上の懲役）を犯したとされ、日米開戦当日の1941年12月8日、逮捕、札幌、夕張、江別警察署で特高警察の手により「逆さ吊り」の拷問を伴う激しい取り調べを受け、1942年3月25日、札幌地方裁判所検事局送致、同年4月9日に起訴、同年12月16日、札幌地方裁判所は懲役15年の判決を宣告した。この判決は、1943年5月27日、上告棄却により確定した。

一方、レーン夫妻は、宮沢から聞いた話を米国大使館駐在武官に伝えたなどと虚偽の事件をでっち上げられ、「軍事上の秘密を探知収集し、かつ外国へ漏えいした」罪（法4

条2項。法定刑は前述のとおり死刑又は無期若しくは3年以上の懲役)を犯したとして逮捕され、これまた特高警察の手により激しい拷問を伴う取り調べがなされた。

1942年12月14日、札幌地方裁判所は、夫のハロルド・レーンに懲役15年の判決を宣告(1943年5月5日上告棄却により確定)、妻のポーリン・レーンに対しては、1942年12月16日、懲役12年の判決を宣告(1943年6月11日上告棄却により確定)。

具体例に基づく考察

具体例の分析から、次のようなことが言える。

第一点

これら具体例を見ていて気づくことは、「軍事上の秘密」とは何か一切明確にされていないことで、それはいわば水戸黄門の印籠の如く使われており、人々は何が何だかわからないで警察に引っ張られ、絞り上げられ、甚だしきは拷問にかけられ、そして刑務所に送られているということである。

このことを明瞭に示しているのは、上記②の事件と⑥の事件である。

まず②の事件では、公判審理において罪を問われている対象となる「軍事上の秘密」とは何か問題になったにもかかわらず、判決は、「舞鶴鎮守府参謀長各名義の軍機保護法違反に関する件判示特定島嶼における軍事施設は軍機保護法第1条軍事上の秘密事項に該当する旨の記載」を適示しただけで、「証明十分なり」として「軍事上の秘密」の具体的表示さえせず、勿論その内容を吟味することもなく、懲役6月の実刑判決を下してしまったのであった。

次に⑥の事件では、宮沢がレーン夫妻に話したという根室の海軍飛行場施設は、1934年、根室の地域新聞「根室日報社」が発行した新聞紙に添付された変わり絵はがき「根室千島鳥瞰図」(縦約15センチ、横約50センチのカラー印刷で、はがき状に折りたたんで添付されてあった)で明示されており、ほかに根室駅や土産物店などで広く売られていた絵はがきや根室町(当時)が1933年に発行した「根室要覧」(自治体の要覧)にも記載されている等、根室第一飛行場と呼ばれて住民に広く知られていたし、1931年、リンドバーグの太平洋横断後の着陸地として世界中に報道されていたもので、到底、「軍事上の秘密」にあたるものとは考えられない。それにもかかわらず、公判審理ではその点の説明が一切なされず、上記の如き重い判決が下されたのであった。

このことは、我が特定秘密保護法においても、漏えいもしくは不正取得したとされる情報が「特定秘密」にあたるのかどうかを客観的かつ公正に認定する手続き的担保がないため、同様に危惧される場所である。

第二点

既に述べたように、旧軍機保護法では、「秘密であることを知って」との主観的要件が犯罪構成要件として記述されていたが、軍機保護法ではこれが削除されてしまった。帝国議会における審議において、この点について濫用を危惧する意見が出された。政府側はごく一部の人間を除き、善良な一般国民には影響ないという趣旨の答弁で押し切ったが、敢えて議会は、「秘密であることを知って」なした者だけに適用すべしとの付帯決議まで付したことは前述のとおりである。

具定例を見てみると、議会側の危惧したことはまさに正当であって、罪に問われた人たちは、いずれも対象となる事項が軍事上の「秘密であることを知って」いたとは考えられないような者ばかりである。⑥の事件では、宮沢の弁護側は、この議会付帯決議を引用し、軍事上の「秘密であることを知って」を為した行為とは言えないと強く争ったが、上告棄却をした大審院判決は、「軍事上の秘密知得の為に為さるる一切の行為は其の手段方法の如何を問わず総て軍機保護法の所謂探知に該当するものと解するを相当とするが故に探知をば秘密知得の手段方法不正なるものに限定せんとするは失当なり」とわけのわからない論理で弁護人の主張を排斥したのであった。

政府は、刑法総則で、特に過失犯処罰の規定がない限りは故意犯を処罰することを定めているのであるから、当然、「秘密であることを知って」なしたこと前提となるのだと説明していたのに、一体これはどういうことであろうか。少し、こみいったことになるが説明しておこう。

私は、犯罪構成要件として明確に記述される「秘密であることを知って」という要件と、故意を認定するための「秘密であることを知って」という要件は、次元を異にするものであると考えるのである。犯罪構成要件として明記される「秘密であることを知って」という要件は、ある特定の目的を犯罪構成要件に明記されるのと同様に主観的違法要素、多くの行為のうちある行為を犯罪として処罰するに値するだけの違法性を持つものとして厳格に区分するために記述された要素であるのに対し、故意を認定するための「秘密であることを知って」という要件は、責任論、当該行為主体の有責性を問うための一般的要素である。そのことは具体的事件において言えばこうである。犯罪構成要件に「秘密であることを知って」と明記されていれば、ある事件において、まずそれが客観的かつ厳格に認定できるかどうかを問うてはじめて犯罪構成要件に該当することとなり、次に責任要件としての故意の有無を論じることになる。しかし、犯罪構成要件に「秘密であることを知って」と明記されていなければ、犯罪構成要件該当性の判断ではそれは問題とならず、有責性の有無としての故意の認定において「秘密であることを知って」と言えるかどうかの問題になるに過ぎない。刑事裁判実務において、故意の認定は、行為の外形を重視し、かつ未必の故意でも認定されるのであって、結果の重大性が大きく左右することになる。たとえば人を包丁で刺した場合、「殺害することまでは考えていませんでした」といくら弁明に努めても、裁判所は、使用凶器が刃体の長さ30cmの刺身包丁で、受傷部位が胸腹部であったりすれば、凶器の形状、行為態様、受傷部位から殺意が容易に認定されてしまうし、「殺害

する」との確定的故意は認めなくても「刺せば死ぬかもしれない」との認識・認容があったとして、未必の殺意を認定してしまうのである。まして刑事裁判以前の捜査の段階であれば、一層ラフな運用がなされるであろう。

ここに上述のごとく「秘密であることを知って」なしたとは到底考えられない者が、検挙、処罰されるというあやしき現象が生じる原因がある。これは我が特定秘密保護法にもあてはまる極めて重要なポイントである。

(3) 再び時代の動き

1937年7月7日、盧溝橋事件を経て、我が国は、本格的に対中国侵略戦争に踏み込んで行ったことは前述した。間もなく戦前秘密保全法制の三本柱とされる三法、上述の軍機保護法に加えて、軍用資源秘密保護法及び国防保安法が制定され、完結を見ることになるのであるが、その説明をする前に、時代の動きを駆け足で見て行くこととしよう。

盧溝橋事件そのものは、北京郊外の盧溝橋付近において天津駐屯軍の一部隊が夜間演習をしていたところ、同じように近くで演習していた中国国民政府軍側から数発の銃弾が撃ち込まれたという、何だか謎めいてよくわからない偶発事件をきっかけに、いきり立った現地連隊長がはやって独断で攻撃命令を出し、中国国民政府軍側に攻撃を仕掛けて発生した小競り合いである。因みに、この連隊長氏は、皇道派と目された人物で、2.26事件後に左遷され、出席街道をはずれてしまった個人的うっぷんがあったと言われている。この小競り合いは、上部機関の外交的折衝によって、翌々9日には停戦協定が成立して、一旦、戦闘は終わったのであった。

ところが、かのうっぷん晴らしにうつつをぬかす連隊長氏は、停戦協定を無視して部隊を進軍させ、これを止めようとした旅団長と睨み合って停止命令を跳ね返し、強引に攻撃を許可させてしまった。さらに11日、陸軍は、内地から3個師団、朝鮮から1個師団、満州から2個旅団派遣を決定、時の近衛内閣（同年6月、林内閣の総辞職を受けて、組閣したばかりであった。）もこれを承認し、中国国民政府に対し、19日までに謝罪をすることと現地付近の中国軍の撤退を強硬に要求し、これが受け入れられない限り「武力膺懲」を行うことを通告したのであった。そして早くも同月13日、我が国内では、新聞各紙が一斉に中国膺懲を煽るキャンペーンを開始し、我が少国民は戦争熱に浮かされることとなった。盧溝橋事件をめぐるさまざまな陰謀・謀略論がある。私は、この手回しのよさを見ると、どう見ても、疑惑の銃弾には裏があり、独断攻撃命令もかの連隊長氏のうっぷん晴らしに帰せしめるわけにはいかないように思うのである。

近衛内閣の発した上記高圧的通告に対し、中国側が怒り心頭、反発するのは理のしからしむるところ、中国共産党は徹底抗戦の声明を発し、国民政府の首班・蒋介石も「我々の態度は戦いに応ずるのであって、戦いを求めるのではない。我々は弱国ではあるが、我が民族の生命を保持せねばならず、祖先から託された歴史上の責任を負わざるを得ない」との有名な「最後の関頭演説」と呼ばれる決然たる抗戦声明で応じた。

ここに、かねて中国一撃論を唱えていた我が日本軍は、好機到来とばかりに戦端を開いた。北支といわれる中国北部から始まった戦争は、たちまちのうちに拡大、同年8月9日に発生した一海軍軍人が中国保安隊に射殺された事件をきっかけに同月13日には上海にも飛び火、同月15日には近衛内閣は「支那軍の暴戾に膺懲し、南京政府に反省を促す」と政府声明を発して、中国との本格的な戦争の泥沼にはまり込んでいくことになる。

陸軍首脳は、かねての一撃論どおり、当初、2か月で戦争を終結させると豪語（天皇にもその旨上奏）していたが、中国各軍の抗戦意欲は極めて旺盛、必死に応戦し、戦火は拡大するばかり、ついに日本軍は国民政府軍を追って、同年12月10日、南京市に突入、同13日にはこれを制圧するに至った。ここで、日本軍は、歴史に一大汚点を残すことになった南京大虐殺を引き起こしたのである。南京市を制圧した中支那方面軍の一部の軍紀は乱れ、とりわけこれを構成する第16師団は顕著で、師団長中島今朝吾自らも蒋介石の自宅から大量に珍宝を私的に持ち帰るというコソ泥行為まで働いていた。同軍司令官松井石根は、1938年末に、調査のために現地に赴いた田中隆吉（後に陸軍兵務局長の要職につき、敗戦後、GHQに全面協力。1932年1月の第一次上海事件のときに、日本軍出撃の口実として日蓮宗僧侶虐殺事件を仕組んだ人物。自らの回想記に「我が半生は、陰謀工作に終始したと言っている」と述懐している。）に「残虐行為をやめさせるためにできる限りのことをしたが、どうにもならなかった。私はその責任を負わなければならないだろう」と述べたとのことである。

中国国民政府は、1937年9月、我が国の侵略行為を国際連盟提訴、同年10月、国際連盟総会で9カ国条約（1922年2月、主要艦艇の削減をめざしたワシントン会議において、中国の領土保全・門戸開放・機会均等などを約した対中国権益の調整をする条約で、米英日など9カ国が調印）及び不戦条約（1928年8月、日本も調印した侵略戦争を禁止する条約）の各違反として我が国に対する非難決議がなされ、英米両国次第に我が国への態度を硬化させ、中国国民政府支援の姿勢を強めて行くことになった。

この間、ドイツ駐中国大使トラウトマンによる和平あつ旋もあつたが我が国が厳しい注文をつけたため不調、1938年1月、近衛内閣は、「帝国政府は爾後国民政府を相手とせず」との無謀な声明を発して、和平の道を閉ざしてしまった。日本軍は、同年10月、広東、漢口、武昌等主要都市を制圧するも、重慶に逃れた国民政府、延安に逃れた中国共産党主力軍とのにらみ合いが続き、戦線は膠着状態に陥り、徒に日本軍将兵と中国軍民の血が流される事態が続くことになった。

我が国は、このように無謀な対中国侵略戦争を拡大と継続により、外には、1939年6月、天津租界封鎖事件を起こしてイギリス、アメリカとの対立を決定的にして、同年7月、アメリカから日米通商航海条約の破棄通告を受け、同年5月～9月、ノモンハン事件でソ連軍と衝突して大きな打撃を受け、1940年7月、第二次近衛内閣発足と大本営政府連絡会議における「世界情勢の推移に伴う時局処理要項」（いわゆる南進政策）決定とこれを警戒したアメリカによる屑鉄、石油、航空用ガソリン禁輸措置、同年9月、ヨーロッ

パにおけるドイツの快進撃に乗じて北部仏印（ベトナム北部）侵攻と日独伊三国同盟調印、1941年2月以後ドラウト牧師らの民間外交に発端する日米交渉も7月にはほぼ挫折、南部仏印（ベトナム南部）侵攻とアメリカによる同月末と同年8月初めの在米資産凍結、石油全面禁輸措置、そして同年12月8日、対米英蘭開戦と、戦争と破滅へのドミノ倒しが進んで行った。

また内においては、1938年3月、国家総動員法制定と電力国家管理法制定、1939年9月、物価凍結令発令、1940年10月、大政翼賛会発足、11月、大日本産業報国会結成と、戦時統制経済とファシズムが進行した。

こうした戦争とファシズムの進行こそ、またしても新たな秘密保護法を生み出す母胎となったのである。

（4）軍用資源秘密保護法及び国防保安法

旧軍機保護法軍機保護法が成立した後、警察当局と相協力しあって防諜活動を進め、かつ国防観念を高める目的で、民間の防諜組織が全国各地に続々とつくられていく。旧内務省警保局はこれらを1939年4月、全国一斉に発足した警防団の下に一元化させ、警防団の手で、防諜活動、防諜教育・訓練が実施されることとなった。そうした流れの中で、1939年3月、軍用資源秘密保護法が、1941年3月、国防保安法が制定された。早速、それらの説明に入っていく。

軍用資源秘密保護法

（制定経過）

軍用資源秘密保護法は、1939年2月、第74帝国議会の衆議院に提出、3月に成立、公布さ、同年6月から実施された。政府による法案提出から成立までわずか1ヶ月、さすがに帝国議会ももはや戦争遂行のための法律製造機関に変貌を遂げてしまったと断ぜざるを得ない。かの有名な反軍演説で斉藤隆夫議員が圧倒的多数で除名されるのは、これから1年もたない1940年3月7日のことであった。

同法は、1年前に制定された国家総動員法と密接な関連があり、時の陸相板垣征四郎は、法案提出理由を以下のように説明している。

今日の戦争が国家総力戦であるにもかかわらず、軍機以外に広く国防力の判定に資する資料を秘匿する法令の整備が日本では不十分。総力戦時代の要求に即応していない。速やかな法整備が必要。本法案は「スパイ行為の取り締まりを主なる目標」とするものであって、主として「外国もしくは外国の為に行動する者に秘密を漏泄し、又は其の目的を以て之を探知収集、或いは之を公にする者」を処罰するものである。

(内容)

第一に保護される秘密について

軍機保護法では、第1条第1項で「軍事上の秘密と称するは作戦、用兵、動員、出師其他軍事上秘密を要する事項又は図書物件」とし、同条第2項で軍事上秘密を要する事項又は図書物件の種類範囲を陸軍大臣又は海軍大臣の命令、実際には陸軍軍機保護法施行規則及び海軍軍機保護法施行規則で広範かつ抽象的に定め、さらにこれに基づき陸軍大臣、海軍大臣が具体的な指定をするとの三段構造で指定された。

これに対し軍用資源秘密保護法では、第1条で「本法は国防目的達成の為軍用に供する(軍用に供すべき場合を含む以下之に同じ)人的及物的資源に関し外国に秘匿することを要する事項の漏泄を防止する以て目的とす」とし、第2条で抽象的、概括的に15項目の事項を定め、陸軍大臣又は海軍大臣(官庁の管理に属するものについては主務大臣)が指定するという二段構造になっている。国家総動員法の対象となる総動員物資及び総動員業務に係る人的資源は全て指定対象となるのである。

この秘密指定の形式は、我が特定秘密保護法における特定秘密指定の構造と同じである。

第二に行為態様・罰則について

軍機保護法と同様に、犯罪構成要件には「秘密であることを知って」なすことは明示されていない。我が特定秘密保護法も同じであることは前述のとおりである。

単純探知収集を罰する規定はない。また過失犯を罰する規定もない。ではどのような行為に対しどのような刑が科されるか。煩雑だが書き出してみよう。

公表目的又は外国若しくは外国のために行動する者に漏えいする目的の探知収集は10年以下の懲役、業務上知得領有者の単純漏えいは対象事項を限定して6月以下の懲役又は罰金、業務上知得領有者の外国若しくは外国のために行動する者への漏えい又は公表は1年以上有期懲役、外国若しくは外国の為に行動する者に漏えいし又は公表する目的で探知収集探知しかつ外国若しくは外国のために行動する者への漏えいし又は公表も1年以上の有期懲役、一般の知得領有者の単純漏えいは対象事項を限定して6月以下の懲役または罰金、一般の知得領有者の外国若しくは外国のために行動する者への漏えい又は公表は10年以下の懲役、業務上知得領有者の外国人への漏えい2年以下の懲役又は罰金。

秘密対象事項が極めて広範で、かつ行為態様も非常に細かく規定され、大変分りづらい法律になっている。ただ対象秘密事項が軍事機密ではないだけに単純な探知収集や一部の単純な漏えいはずされ、法定刑が軽くなっている。一方、軍用資源秘密を外国又は外国のために行動する者に漏えいするため探知収集・漏えいを目的した団体(要するにスパイ団)を組織した者又はその団体の指導者は5年以上に懲役、情を知って加入した者は2年以下の懲役とされるなど処罰対象行為は広げられている。

(適用状況)

軍機保護法の適用の概況のところでも述べたように、同法の濫用は甚だしきものがあった。さすがに問題となっていたようである。軍用資源秘密保護法の審議過程で、貴族院において「予め国民一般に本法の精神及び内容を十分よく知らしめ、また指導取締の任にある者に対しましても、同様できるだけ之を周知せしめて、適性なる措置をとる」との政府委員の説明がなされたほどで、それが多少適用を慎重にさせたのか、1939年度の検挙人数は16人(参考文献14による)、軍機保護法が1937年10月適用で同年度の検挙人数が38人であったのに比べ、軍用資源秘密保護法は1939年6月施行であるから、相当少ないと言える。もっとも1940年以後の検挙件数もしくは人数は不明である。後に述べる国防保安法の適用状況からするとおおいに濫用された可能性がある。

国防保安法

(制定経過)

政府が、国防保安法案を帝国議会に提出したのは、1941年1月29日、第76帝国議会であった。衆議院で先議され、本会議で可決されたのが翌2月8日、貴族院に送付されて同本会議で可決成立となったのは同月27日、軍用資源秘密保護法と同様に、審議に要した期間はわずか1ヶ月であった。

実は、同年3月、本法より10日余り後に、改正治安維持法も成立し、同年5月、本法の5日後に施行されている。治安維持法は、1928年、帝国議会に最高刑死刑とする改正案が上程されたが、審議未了・廃案となり、緊急勅令の立法形式で同じ内容の改正されていた。1941年施行の改正治安維持法では、全般的にさらなる重罰化、禁錮刑をなくし懲役刑への一本化(政治犯を強盗、殺人などの一般犯罪と同一視することになる)、「国体の変革」を目的とする結社を支援する結社禁止及び「組織を準備することを目的」とする結社(準備結社)禁止し、これを罰する新たな犯罪類型のもうけたこと、これらとあわせて、刑事手続について、刑事訴訟法の特例を設けたこと、とりわけ二審制としたこと、刑の執行を終えても予防拘禁制度をもうけて予防拘禁所にその者を拘禁できる(期間2年、ただし更新可能)とし、永遠に社会復帰を阻むことができるようにしたことなど、重大な改正が行われた。

本法案は、国家秘密を包括的に対象とし、死刑を含む重罰規定まで定め、かつ改正治安維持法と同様、刑事手続の重大な特例を定めるという特大の重要法案であったにもかかわらず、このようなのに、さしたる議論もなく通過してしまうほどに審議が形骸化してしまった帝国議会は、もはや議会の名に値せず、軍部独裁にお墨付きを与えるだけのお飾り機関に転落していたと言わざるを得ない。それもそのはず前年3月には斎藤隆夫議員の反軍演説・除名事件があり、10月には、大政翼賛会発足、もはや自由な議論は存在しなくなっていた。

なお本法が施行されたのは同年5月であった。

本法の制定理由は、貴族院本会議で政府を代表して行われた柳河平助司法相の以下の説明に尽きるであろう。

- ・ 近代戦は国家総力戦。諜報・宣伝・謀略等の秘密戦が、各地各方面に亘って行われている。
- ・ 敵性国家は、軍事のみならず、外交、財政、経済等各方面に亘る国家の重要機密など、広範囲に国力を探知収集している。
- ・ 軍機保護法その他軍事上の秘密を保護すべき法規は存在しているが、広範囲に亘る国家の重要機密を保護すべき法規、並びに外国の行う宣伝、謀略を防止すべき法規が不備であり、対抗策が必要である。

(内容)

第一に保護される秘密について

本法で保護されるべき「国家機密」を第1条で「国防上外国に対し秘匿することを要する外交、財政、経済其の他に關する重要な國務に係る事項にして」、以下のいずれかに「該当するもの及び之を表示する図書物件」と定めている。

- ① 御前會議、枢密院會議、閣議又は之に準ずべき會議に付せられたる事項及其の會議の議事
- ② 帝國議會の秘密會議に付せられたる事項及其の會議の議事
- ③ ①、②の會議に付する為準備したる事項其の他行政各部の重要な機密事項

本法では、軍機保護法のように三段構造で「軍事上の秘密」を指定することも、軍用資源秘密保護法のように二段構造で「軍用資源秘密」を指定することもなく、ただこれだけの規定がなされているのである。議會では、その理由として、政府委員は、法令に「国家機密」の種類・範囲を記載するだけでも、外国に対し「国家機密」を察知されることになるという妄想に近い説明をしている。しかし、これではまるで巨大な投網を投げ放った如く、広範多岐に亘る事項及び図書物件が「国家機密」とされてしまうことになる。

さすがに軍部独裁にお墨付きを与えるだけのお飾り機関と墮した帝國議會でも、衆議院で「国家機密」とは何か不明確であるとの質問が出され、少しは応酬があったようだ。政府委員は、「国家機密」は指定されてはじめて秘密となるのではなく、指定されようがされまいが秘密なのであるとして、「指定秘」に対して「自然秘」なる概念を持ち出して説明したものの、取り扱いの過誤をなくすために国防保安法施行令で主務大臣又は會議の長もしくは主宰者が秘密を保持すべき措置を指示し、図書・物件には標記をすることが定められるに至った。もっとも立法担当者の解説書によると、実際の適用場面では、やはり「自

然秘」の考え方が採用されるとされている。

第二に行為態様・罰則について

本法にあっても、第三者の探知収集罪には、軍機保護法、軍用資源秘密保護法及び我が特定秘密保護法と同様に、犯罪構成要件には「国家機密であることを知って」なる要件は書かれていない。但し、第三者の外国に通報する目的による外交、財政、経済その他に関する情報の探知収集罪について、「国防の用途に供される虞あることを知って」行為することが要件とされている。しかし、このような漠然として記述がどれだけ適用抑制に働くか疑問である。

具体的に見て行くと、単純探知収集を罰する規定はないが過失漏えい処罰する規定は置かれている。罰則は死刑、無期懲役を含む重罰が科されることになっている。概略、書き出してみよう。

業務上知得領有者の単純漏えいは5年以下の懲役又は罰金、業務上知得領有者の外国若しくは外国のために行動する者への漏えい又は公表は死刑又は無期若しくは3年以上の懲役、公表目的又は外国若しくは外国のために行動する者に漏えいする目的の探知収集は1年以上の有期懲役、外国若しくは外国の為に行動する者に漏えいし又は公表する目的で探知収集探知しかつ外国若しくは外国のために行動する者への漏えいし又は公表は死刑又は無期若しくは3年以上の懲役、一般の知得領有者が外国又は外国のために行動する者に漏えい又は公表は無期又は1年以上の懲役、国防上の利益を害する目的で「その用途に供される虞あることを知って」外国に通報する目的による外交、財政、経済その他に関する情報を探知収集は10以下の懲役、外国通謀又は外国の利益のため治安を害する事項の流布は無期又は1年以上の懲役、外国通謀又は外国の利益のために金融界の攪乱、重要物資の生産又は配給の阻害など国民経済の運行を著しく阻害する虞のある行為は無期又は1年以上の懲役、情状により罰金併科。このようにおよそ想定される行為がこれでもかこれでもかと処罰対象とされ、しかも極めて重罰が科されることになっている。

第三に刑事手続の特例規定について

本法においては刑事手続について重大な特例をもうけられている。一つは弁護人を司法大臣の指定した弁護士の中から選任しなければならないこと、二つには検察官に広範囲の強制捜査権を与えたこと、三つ目は、これが一番重要なのだが、本法違反事件については改正治安維持法違反事件と同様、三審制をとらず二審制としたことである。

上記の特例は軍機保護法違反事件、軍用資源秘密保護法違反事件その他の秘密保護法制違反事件にまで適用されることがされている。既に述べた軍機保護法違反とされた宮沢・レーン事件においても、控訴審はなく、一審・札幌地裁判決に対しては大審院への上告がなされ、上告棄却で確定している。

(適用状況)

本法は、濫用の危険性極めて大なるものであったことは以上述べたところから容易に理解できるであろう。実際、やはりこの点も帝国議会衆議院の審議において質問がなされ、近衛文麿首相が「これが運用につきましても極めて慎重な考慮を必要とする」と答弁し、柳河司法相も本法立案の精神たる間諜防止、国家機密の漏えいを予防する以外に他の目的に利用することは一切致さぬ」と述べている。また刑法学者の団藤重光東京帝大教授も「本法の立法の趣旨がもっぱら国防にあるという当然の事柄を没却して、本法が国内政治目的に利用されるようなことが万一発生すれば、事態は重大かつ深刻であるといわなければならない」と指摘していた。

しかし、いざ施行されると、本法を梃として防諜体制づくりと報道機関と国民の防諜、そして戦争への思想動員が大々的に展開されたのであった。

本法の具体的な適用状況については資料不足で、説明することはあまりないが、施行された1941年5月以後同年度には59件が検挙されていることは判明している（参考文献14による）。これだけを見ると意外に少ないと思われるかもしれないが、統計に上がる件数は実際の検挙、あるいは検挙まではいかないが連行される件数のごく一部とみるべきであろう。

本法の適用事案の著名事件としては、尾崎・ゾルゲ事件がある（ほかに尾崎秀美についてはほかに治安維持法違反と軍機保護法違反、リヒャルト・ゾルゲに対して治安維持法違反が併合されている。）。尾崎とゾルゲは、1943年9月29日、東京地裁でそれぞれ死刑判決を受け、尾崎は、1944年4月5日、ゾルゲは、1944年1月20日、それぞれ大審院において上告棄却となり、1944年11月7日、両名揃って絞首刑を執行された。時にロシア革命記念日であった。尾崎は享年43歳、ゾルゲは享年49歳。

5 まとめ

明治以後太平洋戦争に至るまでの我が国の、外への侵略と内への軍国主義・国民抑圧の体制確立の歴史を駆け足で眺めながら、その流れの中に秘密保全法制の生成、発展、完成の推移をプロットし、その中心をなす三本柱である軍機保護法、軍用資源秘密保護法及び国防保安法の概略を説明してきた。

これら三本柱のうち軍機保護法についてはその適用状況、具体的事件等が比較的解明されており、一定の考察を加えることができた。しかし、軍用資源秘密保護法と国防保安法については適用状況、具体的事件等があまり解明されておらず、きちんとした考察を加えることができなかった。それがやや心残りである。さらに研究を続け、他日の完成を期したいと思う。

さて戦前秘密保全法制を検討してみて、多くの貴重な教訓が得られた。我が特定秘密保護法を検討する際に大いに参考とすべきであろう。

これらの教訓は、行文中において逐次述べてきたつもりであるが、整理して以下に摘記

しておくこととする。

- ① 秘密保全法制は戦争に備えて軍隊と軍備を整備するのと並行して制定され始めた。
- ② 当初は、当面の要請に応える形で、バラバラに法令が制定され、適用対象者・秘密の範囲・適用されるべき時期などは比較的限定的であったし、犯罪とされる行為態様も最小限度のもので、その上それに科される刑事罰も比較的軽かった。
- ③ 戦争の準備と開始は、秘密保全法制を成長、増殖させる槌となる。秘密保全法制は、さらに戦争拡大の勢いと正比例して成長、増殖する。適用対象者・秘密の範囲もどんどん拡大して行き、最終的には秘密とはおのずから定まっているという「自然秘」なる概念に行き着くことになる。
- ④ 犯罪とされる行為も次第に細分化され、網羅的となり、その上それに科される刑事罰も重罰化され、死刑、無期懲役まで科されるようになる。
- ⑤ 刑事手続にも特例がもうけられ、捜査官の強制権限が強められる。とりわけ裁判手続が簡略化され、弁護士は司法大臣の認可した弁護士に限る、弁護士は公判で国家機密、軍事上の秘密、軍用資源秘密等について陳述できないなど被告人の防御権が著しく制限されるようになる。
- ⑥ 警察・憲兵による国民に対する支配と監視の目が網の目のように張られていく。警察・憲兵は、思想的に問題あると思われる者、まつろわない者、あるいは外国人などをマークし、些細な口実をもうけて干渉する。警察による濫用がひどくなり、秘密を認識して探知収集した、あるいは秘密を認識して漏えいしたなどとは到底言えないような事件で検挙され、挙句の果ては事件の捏造により重罰が科される。
- ⑦ こうしたことによって、報道機関は政府・軍部の広報機関となり、国民は、目と耳は塞がれただけではなく、報道機関も国民も、戦争に協力・加担するように思想動員されて行った。

戦前秘密保全法制は、ポツダム宣言を執行するための1945年10月4日付GHQ指令によって同年10月13日、一斉に廃止された。秘密保全法制は、軍国主義・帝国主義日本の解体とともに静かに死を迎えたのである。

しかるに今、再び秘密保全法制への胎動が始まった。

以下は、特定秘密保護法が強行成立させられた2013年12月6日に、私が書いた文章である。

多くの人々がまなじりを決して国会を包囲している。この空前の民衆の民主主義を求める高みを何にたとえるべきか。民衆はたとえ特定秘密保護法が成立しても反逆する力を確実に獲得した。灰塵の中から現代のリヴァイアサンは蘇る。

傲慢な自民党、哀れな仔羊公明党。見よ、勝ち誇った顔が凍り付いているのを。

私たちは負けない。私たちには敗北という言葉はない。何故ならつねに蹉跌を乗り越える勇気があるからだ。一時の結果をものともしない継続する志があるからだ。彼らはそのことに気づかず、すぐに勝ち誇る。しかし過ぎ去った歴史は、彼らこそ歴史の屑籠に捨て去られる運命にあることを示しているのだ。

安倍政権は走り続けなければこける悲しき一輪車。国家安全保障戦略・新「防衛計画の大綱」の策定、国家安全保障基本法の制定、憲法改正へと、周辺諸国を攻撃する能力を高め、集団的自衛権容認で米国とともに世界で戦争をする国づくりに狂奔するだろう。原発も福島事故前へと逆コースを鮮明にするだろう。

特定秘密保護法案反対の声を上げた多くの国民は、これに立ち向かう力を獲得した。きつこうした安倍政権の暴走の前に立ちほだかるだろう。一輪車は簡単に止められる。特定秘密保護法案強行可決は、安倍政権の崩壊のはじまりだ。

特定秘密保護法を廃止しなければ、戦前秘密保全法制への胎動を止めることができなくなる。しかし、今、人々は、これを廃止する知恵と力を身につけたと私は思いたい。

(了)

参考文献

- 1 講談社学術文庫版「日本の歴史」20 鈴木淳「維新の構想と展開」
- 2 同21 佐々木隆「明治人の力量」
- 3 同22 伊藤之雄「政党政治と天皇」
- 4 同23 有馬学「帝国の昭和」
- 5 中村隆英「昭和史 上」(東洋経済新報社)
- 6 半藤一利「昭和史1925⇒1945」(平凡社ライブラリー)
- 7 遠山茂樹・今井清一・藤原彰「昭和史」(岩波新書)
- 8 坂野潤治「昭和史の決定的瞬間」(ちくま新書)
- 9 中公文庫「日本の近代」5 北岡伸一「政党から軍部へ」
- 10 同6 五百旗頭真「戦争・占領・講和」
- 11 栗屋憲太郎「東京裁判への道」(講談社学術文庫)
- 12 瀨瀨厚「防諜政策と民衆」(昭和出版)
- 13 伊達秋雄「軍機保護法の運用を顧みて」(ジュリスト1954年6月)
- 14 林武・和田朋幸・大八木敦裕「研究ノート 軍機保護法等の制定過程と問題点」(防衛研究紀要第14巻1号)
- 15 横山恭三「戦前と現在のスパイ防止法」(防衛取得研究第6巻第1号)

- 16 日高巳雄「軍機保護法」（1937年 羽田書店）
- 17 閲覧軍機保護法、軍用資源秘密保護法、国防保安法の全法文（ネット上、中野文庫で閲覧）